

令和3年

建設文教委員会

12月15日

豊明市議会

建設文教委員会会議録

令和3年12月15日

午前10時00分 開会

午後零時25分 閉会

1. 出席委員

委員長	近藤 ひろひで	副委員長	郷右近 修
委員	いとう ひろし	委員	中村 めぐみ
委員	清水 義昭	委員	近藤 郁子
委員	毛 受明 宏		
議長	一色 美智子		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事課長	塚谷 友昭
議事担当係長	寺島 慎二	議事課主査	荻 正幸

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
教育長	伏屋 一幸	経済建設部長	宇佐見 恭裕
教育部長	藤井 和久	産業支援課長	秋永 亘正
農業政策課長	青木 由美枝	土木課長	星子 恭士
都市計画課長	中野 忠之	下水道課長	近藤 潔
環境課長	塚田 力	学校教育課長	高木 安司
生涯学習課長	深草 広治		

5. 傍聴議員

堀内 ちほ	服部 龍一	林 ゆきひろ	ごとう 学
三浦 桂司	青木 亮	宮本 英彦	鵜飼 貞雄
近藤 千鶴	ふじえ 真理子	近藤 善人	

6. 傍聴者

一般傍聴者 7名

午前10時開会

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより建設文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より御挨拶をお願いします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。本日の建設文教委員会に付託された案件は9つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ありがとうございます。

続いて、議長より御挨拶をお願いします。

○議長（一色美智子議員） 皆さん、おはようございます。建設文教委員会、議案のほかに陳情の審査も入っておりますので、慎重な審査、よろしくお願ひいたします。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は御退席願ひます。

市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おきください。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

資料請求はないですね。

それでは、議題に入ります。

初めに、議案第73号 市道の路線廃止についてと議案第74号 市道の路線認定については、関連がありますので一括議題としたいが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(近藤ひろひで議員) それでは、御異議ありませんので、議案第73号と74号を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

議案第73号と74号について、理事者の説明を求めます。

星子課長。

○土木課長(星子恭士君) 議案第73号 市道の路線廃止について御説明いたします。

この案を提出するのは、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を廃止するものです。

廃止する路線は1路線です。

1枚おめくりいただき、附図を御覧ください。

路線番号3281、路線名、栄281号は、起点、豊明市栄町神田255番地先、終点、豊明市栄町神田177番地先です。この路線は開発により廃止する必要があるからです。

続きまして、議案第74号 市道の路線認定について御説明いたします。

この案を提出するのは、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道の路線を認定するものです。

認定する路線は2路線です。

1枚おめくりいただき、附図を御覧ください。

路線番号3281、路線名、栄281号は、起点、豊明市栄町神田89番地先、終点、豊明市栄町小松林106番地先です。この路線は市道の起点が変わったため、新たに市道認定する必要があるからです。

路線番号3425、路線名、栄334号は、起点、豊明市栄町神田55番地先、終点、豊明市栄町小松林146番地先です。この路線は開発により市道が整備されるため、新たに市道認定する必要があるからです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長(近藤ひろひで議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 新たに認定するほうのことで質疑ですけれども、今の豊明市道路認定基

準というのがあると思いますけども、こちらに新しく認定する道路というのは適合しているということでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 適合しているという判断です。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 清水委員。

○清水義昭委員 認定基準の中に幅員4メートル以上であることという基準があるんですけども、それに全て適合、この栄334号も栄281号も両方とも適合しているという理解でいいでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 栄281号については幅員4メートルないところがありますが、既存の認定の再認定ということで新たに認定させていただきます。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかに質問はありますか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 議案の74号のほうの図面のほうで、栄334号線、こちらの路線は豊明市と大府市の境の道路になると思うのですが、間違いありませんか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 大府との市境は、お待ちください、ちょうど大府市境になります。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） いとう委員。

○いとうひろし委員 この道路は、向かって北側、この図面の北側と右側は豊明市で、この334号の下は大府市なんですね。だから、大府市と豊明市の境界、今言われたように、に走る道路なんですが、これは全面的に豊明が負担なんでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） この道路部分については全て豊明の敷地になっております。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 清水委員。

○清水義昭委員 同じく栄334号なんですけど、これ、多分地図に載ってるところの、ちょっと細かいんですけど、二点鎖線になっているところが多分市境なんじゃないかなと思うんですけど、そうすると南進するほうが、これは栄282号のところまでで止まっているんです

よね。それで、多分大府市との境目がもうちょっと先まであると思うんですけど、ここで止めた理由というのは何かありますでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 大府市との境が、終点から道路の途中で大府市境が来てしまいますので、途中まで認定するというわけにいかず、この位置でとどめました。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） いいですか、清水委員。

清水委員。

○清水義昭委員 大府市の認定道路というのはどこまで来ているのかわかりますか。南側からになると思うんですけど。南側かな。栄284、3、2と多分上がってくる道路があるのかな。あるのかないのかちょっと分からないですけど。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 大府市の認定道路はちょっと確認をしておりません。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにありますか。

郷右近副委員長。

○郷右近 修委員 新たに認定された道路は、寸断された形になって認定がされるということだと思うんですけど、当然事業所の拡張に伴うということだと思うんですが、認定とともに水道の整備なども行われたりはするのでしょうか、新たな認定された道路で。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） いいですか、水道の整備ってこの認定に関係しますか、郷右近委員。質問を変えていただきたいです。

○郷右近 修委員 じゃ、一旦、すみません、取り下げます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにありませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 市道の廃止部分について、既に売却済みなのかどうか、それともこれから売却をするのかについて。それから、売却済みであれば、確認なんですけれども、適正な計算方法で算出した金額で売却されてるのかについてお願いします。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 今のところまだ売却済みではありません。今後認定、この議案をお認めいただいた後に市有財産評価審議会にかけまして、単価を決定することとなります。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

郷右近副委員長。

○郷右近 修委員 新たに認定された2つの道路で、先ほどの質問だと幅の拡幅などはそのままということだったと思うんですけど、周辺の道路、水田・畑への作業用だと思うので、あまり頻繁に整備はされてなかったと思うんですが、今回の認定も含めて再舗装とかをする予定というのはあるんでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 星子課長。

○土木課長（星子恭士君） 再舗装の予定はありません。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかに質問はございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） それでは、討論はありませんので採決に入ります。

（終結しの声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 討論ないもんね、だけど。

以上で終結をし、採決に入ります。

初めに、議案第73号についての採決を行います。

議案第73号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第74号について採決を行います。

議案第74号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第75号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） それでは、議案第75号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の活動業務等に応じた加算報酬を支払うために必要があるからです。

改正内容を御説明いたしますので、1枚おめくりください。

別表中、農業委員会会長の現行の報酬は月額2万3,600円ですが、改正後は月額報酬に加えて、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額を年額報酬として支給するものです。

次の農業委員会会長代理は名称を農業委員会職務代理者に改め、改正後は農業委員会会長と同様に、月額報酬に加えて年額報酬を支給する規定を追加します。

以下、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員についても同様に改正するものです。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 例えばで結構なんですけれども、この農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績というのは、例えばどんなようなものがあるんですか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） 交付対象となる活動については、例えば農地パトロールなどの遊休農地の発生防止・解消活動、そのほかに、人・農地プランの話合い活動への参加などの担い手への利用集積・集約化の推進活動、それと農地確保に向けた農地所有者、地域との調整などの新規参入の促進活動が交付対象となります。

あと、成果につきましては、こういった活動をして実際に、例えば新しく農地を集約できたとかというような成果が出た場合に、活動実績とは別として、成果実績としてまた加算報酬ができるというようなことになっております。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 清水委員。

○清水義昭委員 それは、今挙げていただいた例は、それぞれ国から出てくる基準の金額という、交付される金額は違って出てくるということでもいいですか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） 成果実績については別計算になりますけれども、活動実績については年間を通じて記録をしていただいて、そちらの日数だとか時間数に応じてというようなことで、その委員ごとにどれだけ報酬を払えるのかというようなことを計算することになります。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 清水委員。

○清水義昭委員 その加算額というのは、毎年同じような基準の額で頂けるようなことになるのでしょうか。これ、国から頂くと思うんですけれども、そういうことなのでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） 農地利用最適化交付金事業実施要綱というものによって国から交付金を支給されますので、国の予算だとかそういったこともありますので、同じ時間数活動したとしても、交付金が配分される金額がそのときによって違ってくると思いますので、配分された額に応じてということで、委員さんの活動実績だとかに応じて案分をして支給することになります。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 今、成果に関しては実績に応じてというふうにありましたけれども、その実績というのはどういうベースで評価をされるのかとか、決まっていますか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） まず活動実績につきましては、委員の皆さんに活動記録簿というものを記入してもらいますので、そちらのほうを提出してもらいます。そちらのほうに書いてあった活動実績の中で、先ほど言った成果の実績につながっているものがあるのかどうかということについては、またこちらのほうで調べて、もし成果が出てるといったようなことなのであれば、それについても交付金の対象になるものですから、交付金の申請をすることになります。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 郷右近副委員長。

○郷右近 修委員 今のお話で、活動記録簿の提出と実績で判断するということがあったと思うんですけれども、これは具体的に件数の数の多さとか、従事したであろう、その推算されるかけた時間の長さだとかというのを、多ければ多いほどそうやって加算にすべきと

考えながら判断するということでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） まず、先ほど申しあげました交付金の実施要綱がありますので、そちらのほうで交付申請をする際に、こちらのほうから委員の実績に応じてということで申請をしますので、それで国のほうが精査をして、それでどれだけ支給してくるかというようなことは決まりますので、市としてはその人の実績だとかそういったものを、時間数だとか日数だとか、半日だとか1日かかったかというようなことまで記録をしてもらうようになってますので、そちらのほうでそれぞれの委員さんのほうにどれだけ交付金を案分するのかということは決めることになります。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 郷右近副委員長。

○郷右近 修委員 一番冒頭に、農地のパトロールだとか、人・農地プランとか幾つか挙げていただいたんですけど、豊明市にその中で、幾つもある中で、豊明市の最近の傾向としては、先ほどの道路の改変とかも含めて、農地の活用が、在り方が変わるとか、そういうことに関する業務なんかも担っていったりという状況が多いと思うんですけど、傾向というのはあるでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） 一応農地パトロールだとかは、遊休農地になっていないかというようなことを確認するようなことになります。それで、遊休農地の発生防止だとかは、優良な農地だとかをもし使わないというようなことなのであれば、ほかのところにも、担い手だとかに利用集積だとかをすることになりますので。

まず、遊休農地だとかは、平成29年度以降、委員の活動によって遊休農地だとかは減少してきているようなことになっております。平成29年度だと8.1ヘクタールあった遊休農地が、平成30年度には4.8ヘクタールまで減っています。それから、元年度、2年度と面積のほうが減っているのは、こういった活動によって出た成果だというようなことになっていきます。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにありませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 ごめんなさい、基本的なことで申し訳ないんですけども、国からもらえるこの交付金の制度というのは、今回、本市はこの条例が令和4年4月1日から施行するんですけども、いつ頃から制度的にはあったものなんでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） 農業委員会等に関する法律の改正がされたのが平成28年4月1日です。そのときに、農地利用の最適化の推進というのが農業委員会の必須事務となっておりますので、このときからこの交付金の要綱はできております。

ただ、豊明市はまだそのときは任期の途中なものですから、実際に新しい改正法による委員の選任だとかは平成29年7月からになっています。なので、本来だとそこから、実施要綱があるものですから、その制度を使って交付金、上乘せの加算報酬を支払うことはできたんですが、あとまだその時点では加算をするというような判断ができていなくて、実際に活動はしていただいているんですが、条例改正ができていなかったというような状況ですので、令和4年4月1日からこの交付金を使ってというようなことで加算報酬を支払いするというようなことを今回お認めいただきたいということで条例改正を上程したものです。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 ちなみに、分かればいいんですけど、じゃ、過去、今までの部分で、これに当たるであろう実績がどのくらいあったとかというのは分かりますでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） 先ほど申しあげました遊休農地が解消されたというようなことは実績として出ています。それ以外に、この農地利用最適化推進委員の方たちは打合せ会というものを開いておまして、最初の、この委員ができたときの第1期の任期のときで、平成29年7月20日から令和2年7月19日までの3年の任期の間で、年間で20回の打合せ会を実施しております。令和2年7月20日から新しく任期が始まっているんですけども、今までの間に、改選された後の任期になっても9回ほど打合せ会をしておりません。

以上が実績になります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

それでは、議案第75号は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(近藤ひろひで議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第76号 豊明市立公民館条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

深草課長。

○生涯学習課長(深草広治君) それでは、議案第76号 豊明市立公民館条例の一部改正について説明をさせていただきます。

この案を提出しますのは、豊明市立中央公民館を廃止し、今後は市役所施設として利用していくため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

1枚おめくりください。

改正につきましては、第2条として、中央公民館に関する箇所を削除し改めたもの、加えて別表につきましても、中央公民館に関する箇所を削除し改めたものでございます。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長(近藤ひろひで議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 現在中央公民館の中の実習室があるんですが、調理室ですね、結構たくさん使われてたと思うんですけども、それは唐竹小学校跡の共生交流プラザのほうに移行するという事でよかったですでしょうか。

○建設文教委員長(近藤ひろひで議員) 深草課長。

○生涯学習課長(深草広治君) 今、委員おっしゃられるとおり、新しいプラザのほうにもそういった場所は設けてありますので、そちらに移行する予定でございます。

終わります。

○建設文教委員長(近藤ひろひで議員) 郷右近副委員長。

○郷右近 修委員 今回対象になっている施設の中で作法室が入っていて、畳が敷かれた和室ということだと思います。議案質疑だったかで使用率5%というふうな答弁があったと思うんですが、この数字から見れば、率直に言ってあまり使われてないという判断にはなるかもしれないんですけど、近年、市の施設の中でいうと老朽化の影響だとか、あとは、

たしか、管轄の範囲外にはなるかもしれないんですけども、最近吉池に児童クラブの整備をやったところから、和室が公共施設で減ってきているような気がして、なおかつこの近辺の地域から減るといふ状況になるかもしれないんですが、何かそういうことに関する、使ってる方からの要望なんかは出ておるでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今の時点でそういった御要望を事務局のほうでいただいていることはございません。

終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 本会議質疑でもあったと思うんですけども、中央公民館を廃止して市役所の一部として使用していく、また、共生プラザのほうで公民館の代替施設としてというお話があったと思うんですけども、でも、共生プラザに行くことによって、公民館としての機能、公民館としてはなくなるので、公民館としての専門の知識を持った職員を置くべきと考えるんですけども、そこら辺についての考えをお願いします。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今おっしゃられるように、公民館がなくなることによって、いわゆる貸し館機能を有したところに専門的な方を置くかどうかということについては、公民館活動についてのこれまでの役割の機能というのは、今後のプラザの中にも十分備わっているというふうに考えています。

一方で、教育委員会の部局を超えたところでもそういった講座をやったりだとか、活動の場を広げていくということが現状行われているので、そういった専門的な知識を必ず置かなくても、ある程度そういった形で利用していただけるというふうに市としては考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 プラザのほうを、例えばこの5つの部屋を利用するとすると、個別に大体、どうでしょう、価格的には利用料は高くなるんでしょうか。同じ規模ではないと思うんですけど、比較にはならないかもしれませんが、分かれば教えてください。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 基本的に料金のことにつきましては同額か、会場、場所

によってはそれよりも低い金額になる、そのような会場もございます。

終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 金額のことが出ましたのでお聞きしますけども、この中央公民館、1年間を通して、おおよそどれぐらいの使用料収入があったんでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 令和2年についてはコロナの関係の影響もございました。元年でいきますと、約74万円ほどの収入でございました。

終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 課長、以上ですか。

○生涯学習課長（深草広治君） 終わります。ごめんなさい。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 中村委員。

○中村めぐみ委員 共生プラザについては、多分市全体の施設という考えになると思うんですけども、この公民館については、残る南部のほうには南部公民館があるんですけども、中央・北部のほうには公民館という施設というものがなくなるんですけども、それについてはどうお考えでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 北部についてはこれから、いわゆる来年オープンする交流プラザ、そちらを中心にした形での学びの場であったり交流の場ということを考えています。あわせて、社会教育施設としては文化会館や福祉体育館、そういった施設はこれまでどおりありますので、そういった部分を含めた中で推進をしていきたいというふうに事務局としては考えております。

終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

郷右近副委員長。

○郷右近 修委員 一応議案で出てきたので、この話題もと思ってお話しします。

先日の総選挙のように、今回議案で提案されているそのホールが開票場所に度々使われてきているということがありました。それで、コロナウイルスに関わる対応から、この間は別の場所ということになっていたんですけど、今回の議案で提案されたということになると、恒常的にその条件がなくなるんですが、そういった条件の中でもあのホールの場所そのものは、そういった必要に迫られた選挙の開票のときなんかには、従来と同じよ

うな使い方ができるような格好で今後もあり続けるのでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今、委員おっしゃられたとおり、今後もそういった形で活用をしていく予定でございます。

終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 中村委員。

○中村めぐみ委員 これも本会議質疑であったかと思うんですけれども、今後この公民館を廃止した後、市民の健康づくりの場だったり、災害のときに利用というようなお話もあったかと思うんですけれども、それについては公民館自体というものを廃止としなくても、市の持ち物としなくて、公民館であってもできると思うんですけれども、そこはなぜ廃止をして市役所の一部として使用していくというふうになるのでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今、市の方針としては、今後いわゆる新型コロナウイルスの感染症に対する対策であったりだとか、現状もワクチンコールセンターというものも設置されておりますし、3回目のワクチン接種というようなことも話が上がっております。ですので、先ほどのような並行した形、今現状も公民館として使えていないような状況が続いている中で、その中で交流プラザが新しくできるということも来年度からございます。そういったことを総合的に勘案した中で、今後は市の施設として利用をしていくということの方針でございます。

終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 これ、廃止になると、財産管理上の問題というか、管理はどういうふうになるのでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 教育委員会のほうから市長部局のほうに移りますので、基本的には総務課のほうの一旦は管理になるというふうに考えております。

終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 この議案に対して反対の立場で討論をいたします。

本会議質疑の中で役割についてもあったかと思うんですけども、複雑化する地域課題を地域住民が主体性を持って学び合いながら課題解決に取り組む環境が重要であるという部分について、そのためには、やはり共生交流プラザというのは市全体の施設であって、やはりその専門知識のある館長なり公民館の主事がいるわけでもありません。また、もともとやっぱり南部と中央しか公民館がなかったり、中央・北部側にはやっぱりなくなってしまふ。これでやはり地域課題、地域住民が主体性を持って課題に取り組む環境がなくなるとしか言えない。共生プラザは今ある公民館の代替施設とはならず、やはりそういう貸し館業務の継続との認識になってしまうのではと感じてしまいます。どちらかという、公民館業務を今以上にもっと重要視して実施していくべきではというような考えを持っているため、反対とさせていただきます。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 賛成の立場で討論させていただきます。

この議案に関しては、豊明市立公民館を1つにするという条例になっていまして、その設置の中の第2条の中には、公民館、市民に対して実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を開催するための公民館を、取りあえず、豊明市としては共生交流プラザもできるので1つにしたいというふうな意向だというふうな受け止めました。

この公民館ができた当時の生涯学習的なものと、今現在の社会情勢とかいろいろ鑑みただ中で、豊明市が共生交流プラザに対してどういったことの思い入れがあるとか、どういうふうなことをしていこうかということについては、現社会情勢といいますか、生涯学習の感覚の中にあるものだというふうに思っております。

ただ、先ほど反対の理由の中にもありましたけれども、市民に対してのそういう地域問題だとか、そういったことも新たに共生交流プラザの中で始められるということを思っておりますので、1つになったということを了解したいと思っておりますので、賛成とさせていただきます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） いたう委員。

○いとうひろし委員 賛成の立場で討論いたします。

先ほどお聞きしましたが、例えば会議室や作法室など、中央公民館の利用料金と交流プラザの料金が同額、もしくは価格が下がるということで、利用者も増えて、にぎわいの

創出にもかなり期待できるんじゃないかということで賛成いたします。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 毛受委員。

○毛受明宏委員 議案76号に賛成の立場で討論いたします。

令和2年度をずっと振り返ってみますと、新型コロナウイルスの予防接種、接種会場として1年間活躍され、やはり今後もいろんな面で、公民館としてというのも必要かもしれないんですけど、やはり市の管理として、市の施設として、今後にまだ新型コロナというものも収まるとは限られていないということで、やはり緊急時の対応というところに関しても、やはり3密3密というふうでよく言われたところのスペースを取るような箇所が市にはないという、そういう認識をしております。なので、今後、年が明ければ確定申告とかいろんな問題が早速あると思いますので、その面で市民の安心・安全のほう、その辺を考えて今後進めていってほしいなと思い、賛成といたします。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 清水委員。

○清水義昭委員 議案第76号、豊明市公民館条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

中央公民館を廃止するということですが、この中央公民館、過去には公共放送が入って特番を組んだりだとかという非常に思い出深い施設なんですけども、新たに共生交流プラザができるということ、それから、近くには総合福祉会館、文化会館、それから福祉体育館のような施設があるということ、それから、地域のほうに至っては憩いの家の譲渡などを受けるということで、施設が割と充実してきているということ踏まえる上、もともとこの中央公民館で軽く大きなイベントをするときに、市役所と併設していますので、駐車場の問題があるということもありましたので、ここは思い切って廃止をするということで、賛成です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 郷右近副委員長。

○郷右近 修委員 議案第76号について賛成の討論をしますが、意見を少し言います。

本来、公民館が設けられているということについては、市民活動を支えるということが前提なので、それが、場所がどこにあたりとか、あと、改築の関係で一時的に物としてなくなるとかという都合はあっても、本来であれば削除していくべきではないとは思っています、基本的な考え方としては。

ただ、現状、お話も聞かせていただきましたけど、使い勝手とか、より市民活動を進める立場の施設かということで見ると、今のお話も出てきましたけど、物理的に分離が難しく、管理上も土曜日や日曜日や祝日みたいな、本来住民の人に大いに使ってもらえたりとかニーズとしても高いだろうというときには、むしろ管理しづらいというふうな構造に

もなっていて、そのことが、自分も聞きましたけど、和室とかの使用の低さにも一部分つながってしまっているのかなとは思いますが。ただ、物としては、本来であれば、また別個の場所にしっかり位置づけて整備すべしというふうに思っているんですけども、今回、完全な形ではないんですが、それこそ住民の活動に使われる施設として多世代交流施設が整備されるということは、ちょっと場所は離れますけれども、ある程度役割を補完するものがあやって整備が別個にされるというふうには受け止めています。ただ、在り方としては、本来としては保ってほしいとは思っていますが、今回の内容としては賛同するものです。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第76号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 賛成多数であります。よって、議案第76号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第80号 豊明市墓園条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 議案第80号 豊明市墓園条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、勅使墓園の墓所の販売を促進するため、市外居住者の使用申込みができるようにするため、条例の一部を改正する必要があるからであります。

それでは、内容について御説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は、第4条中、「本市に引き続き6月以上住所を有する世帯主で、現に居住する者」を、「墓所を自己又は自己の親族の墳墓の用に供しようとする者」に改め、別表に、区分、「本市に住所を有する者」及び「上記以外の者」を加え、本市に住所を有する者に比べ市外居住者を1.2倍とした永代使用料を定めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

いとう委員。

○いとうひろし委員 今現在、何基ぐらい建っていて、あと残りは何基ぐらいあるんでし

ようか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 今現在、何基ほどあるかということなんですけど、区画としましては3,857区画ございまして、勅使墓園のほうは、そのうち利用申込みがされている、いわゆる使用者が決まっているところは3,180区画。ですので、今現在残っているところは677区画となります。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 中村委員。

○中村めぐみ委員 今回の区画なんですけれども、面積に応じた内訳で教えていただいてもいいでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 市内に住所を有する方は2平米で34……。

（面積ごとの声あり）

○環境課長（塚田 力君） ごめんなさい。失礼いたしました。

2平米のほうは1,520区画、3平米が951区画、4平米が1,386区画です。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 中村委員。

○中村めぐみ委員 そのうち、今残っている分というのがどのぐらいになるんでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 平米ごとでございませぬ。

（はいの声あり）

○環境課長（塚田 力君） 残りが、2平米のほうは418、3平米が113、4平米が146。

以上でございます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございせんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 今回の、豊明市以外の方の申込みも受けるということで、市外の方は20%高という価格になっていると思うんですけども、20%のその根拠は何でしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 市外を2割増しにした根拠なんですけれども、まず、県内の市営の墓地と近隣の市営等、公営の墓地のほうを調べました。そこで、市外の居住者の方へ販売をしているところの区画のほうは近隣のところでございました。そのほうの価格が1.2倍ということもありましたこと、この価格をまず参考としております。あと、すぐ隣

の、隣接しています緑区、名古屋市さんのほうの公営墓地のほうの販売価格を見まして、そこよりかは安価にできるような形で設定をさせていただきました。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 毛受委員。

○毛受明宏委員 市外への販売促進ということでありますけど、この販売促進にしてもPRというのは必要だと思いますけど、どのような形で行っていくんですか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） まず、近隣の市町村の広報紙への掲載を依頼をする予定となっております。こちら、市近隣の市町村でも公営の墓地をお持ちでないところに当市のほうが市外のほうを売ることになりますので、そののほうに、豊明市のほうで市外の方が買えるよということ載せていただけるような形でお話をしたいと思っております。

そのほかに、新聞のほうで無料で折り込みのほうをお願いできる方法がありますので、そちらのほうでお願いいたします。その無料の折り込みにつきましては、近隣、緑区、日進市、東郷町のほうにも折り込みのほうが入る予定です。

あと、石材店のほうにも協力のほうの依頼をいたします。カラーでチラシのほうを作りまして、市外のお客さんのほうで御相談があった際は、豊明のほうの市外の方にも売れるようになったよということを御案内してもらおう形。また、併せて葬儀会社のほうにも、市内のところでも市外のほうに系列の会社がございまして、そちらのほうにも市外の方に豊明市の墓園のほうをPRするなどをしていきたいと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかに。

郷右近副委員長。

○郷右近 修委員 提案は面積ごとと、あと具体的な金額という感じだと思うんですけど、長年これが続いていく中で、少しずつ入れ替わるときに、新たに空白ができたところもこの新しい条例の対象になって、他の地域の方も買えるようになります。そういう、市内の方がどれぐらい持っているかと、市外の方がどれぐらい持っているかの割合が少しずつ変わっていくと思うんですけど、どこか一定のところのリミットがかかったりだとか、そういったことというのは何か想定、今しているんでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 今現在は大半が市内の方がお持ちでございまして、ですけれども、市外の方でお申込みになられた方がお亡くなりになって承継されますと、もちろん市外の方に継がれる方もいるんですけど、市外の方も見えますので、そういった方で市外の

方の使用者のお名前になっている方も見えますけれども、そういう承継のほうがこれからどんどん進んでいくことを考えますと、市外の方が多くなるということもございますので、そういったことは今後考えていく必要があるかなと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） いとう委員。

○いとうひろし委員 近隣のみどりが丘公園の価格を参考にして決められたことは高く評価できますけども、例えばみどりが丘のほうで販売している2平方メートル、3平方メートル、4平方メートル、それぞれ教えてください。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 分かります。

塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 価格でございますね。みどりが丘のほうは、2平米のほうは85万560円、3平米が132万9,000円、4平米が177万2,000円でございます。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） いとう委員。

○いとうひろし委員 この価格差はどのようにお思いでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 緑区さんのほうは、豊明市が販売する予定価格よりお高い設定となっているんですけれども、これはみどりが丘公園という1つの施設で、かなり広大な敷地、60ヘクタールほどあるという、この管理とかもございまして、あと、あそこは管理事務所もございまして、管理人の方も見えるということなので、そういった経費のほう考えて緑区さんのほうは設定されているかと思えます。

うちのほうにつきましては、規模もそれに比べると小さいですし、管理事務所もございませんので、そういったところで差がつくのかなと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） いとう委員。

○いとうひろし委員 かなり価格に差が、市内の場合はあると思うんですけれども、市内と比べると、みどりが丘公園と勅使墓園とは距離はどれぐらい離れているんでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 1キロ未満ぐらいじゃないかなというふうに思います。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ちょっと待って。距離、議案に関係しますか。

○いとうひろし委員 じゃ、訂正します。取り下げます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 郷右近副委員長。

○郷右近 修委員 先ほどの流れなんですけど、この改定が公表に例えばなって、むしろ逆に、予約順番待ちみたいな状況が今後起こってきたときに、市外の方と市内の方も混ざった形でバックオーダーというか、待ちが発生すると、それは何か優先順位みたいなことというのは、その段階では何か出てくるんでしょうか。どういう判断でしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 今現在では予約販売とかする形のほうは考えておらず、先ほど申しました677区画がございますので、そちらのほうを順次販売していく予定です。その後の販売状況にございまして、いろんな方策、対策等は考える必要があったときは考えるんですけども、今現在は市内の方たちのお申込みのほうが一定程度止まっているかなというふうな状況を今回感じておりますので、そういった状況から考えて市外の方への売ることを考えました。ですので、市内の方がどうしても買いたいのにないというような話であれば、その時点ですぐに考えたいと思います。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 墓園については特別会計のほうで、収入と返還の数と、積立金のほうから取り崩しながら今していると思うんですけども、これを市外居住者の方が御使用申込みできるようにすることによって、将来の見込みという部分についてはどういうふうになっているんでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 今後、市の勅使墓園のほうの経営状態のほうなんですけれども、一応今回、市外の方のほうの販売のほうもします。それをすることによって、経営状態はよくなる方向に向かうだろうというふうには考えております。それに併せまして、令和8年度のほうで建設した当時の借金、起債のほうの返還が終わりますので、そこでまた一段と墓園のほうの経営がよくなると思います。

以上でございます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） いたう委員。

○いたうひろし委員 今の豊明市のほうでは、2平方メートル、3平方メートル、4平方メートルの3つの区画が載っているんですが、先ほどのみどり丘公園はまだまだいろんな区画が、大きな区画もあるんですが、例えば豊明市で4平方メートルを、例えば3区画とか4区画とか、そういったふうには買うことはできるんでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 今現在も、使用者お一人の方に1区画の使用をお願いしております。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 先ほど御答弁で、県内だとか近隣のほうを参考にして市外の方を1.2倍にしたというような御答弁がありましたけれども、分かっている範囲でいいので、一番安いところで、この2平米、3平米、4平米がお幾らぐらいなのかというのを教えていただけますか。質疑の趣旨としては、今の緑区と比べると異常に安いので、豊明市の市外への販売が、安いところの1.2倍のところを教えてください。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 県内で市外の方に売っているところ、2墓園あります。そこにつきましては長久手市と春日井市さんがございます。長久手市さんが1.2倍で、豊明市のほうの率と同じになります。一番価格的に安くなるのは豊明市です。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今、一番安くなるのは豊明市というふうで、これまでは1.5倍だったのかな、たしか。1.5倍だったと思うんですけど、これ、1.5倍だったとしても豊明市のほうが安くなるのか、それとも逆転現象が起きちゃうのか、お願いします。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 今1.5倍の細かく計算したものとかはちょっとございませんけれども、豊明市が一番安くなるというふうにはちょっと言い切れません。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 清水委員。

○清水義昭委員 長久手市さんか春日井市さんか、どちらかの安いほうで結構ですので、市外の方の販売、市外の方に販売している価格の2平米、3平米、4平米の価格を教えてくださいませんか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 分かりますか。

塚田課長。

○環境課長（塚田 力君） 長久手市さんのほうが価格的には安いんですけども、そちらのほうにつきましては、平米というか、墓石つき芝生墓所という形で売られております。

そのこのところにつきまして、市外の方につきましては120万です。

以上です。墓石つきでございます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第80号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第80号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第81号 豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より説明を求めます。

青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） それでは、議案第81号 豊明市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、土地の埋立て等の許可基準等を見直すために必要があるからです。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明いたしますので、議案第81号参考資料を御用意ください。

1 ページ、第2条では、第6号に改良土の定義を追加します。

その下、第8条の許可の基準については、第1項では第2号を追加して、埋立て等に改良土を使用するときは許可をしないこととします。

次のページを御覧ください。

第2項では、第2号を追加して、許可を受けようとする者が豊明市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当するときは許可をしないこととします。

第10条、名義貸しの禁止は、許可を受けた者が他人に許可に係る事業を行わせないようにする規定です。

次に、4 ページを御覧ください。

左側の現行の第19条、地位の承継を2つの条に分けます。土地の埋立て等の事業の譲渡に係る部分を許可制に変更するため、改正後は、3ページ右側の第19条、譲受けに、それ以外の部分は現行どおり届出制として、4ページの第20条、相続等に分けて規定するものです。

次に、7ページを御覧ください。

第27条、許可の取消しについては、2ページ、現行の第10条にある許可の取消しを移動してきたものです。こちらに第2号、第3号を追加した規定となっています。

そのほかに、先ほど説明をしました名義貸しの禁止、譲受けの条を追加することによって、引用条文に生じた条ずれを改正します。

附則としまして、第1条では施行期日を令和4年1月1日とし、第2条から第4条で経過措置を定めています。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 そもそも論で申し訳ないんですけども、今回のこの変更する条例に対する土地というか要件というのは、農地に限られるのか、それとも住宅地にも適用が行くのか、お願いします。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） 条例の中で、事業区域の面積が500平方メートル以上または500立方メートル以上の土地の埋立て等には申請が必要であるというふうになっているんですが、適用除外になるものがございます。国だとか地方公共団体等が行う事業は適用除外となっています。それ以外に、他法令の規定によって許可を受けるような土地の埋立てについても適用除外になっていますので、先ほど言われた建物を建てるような場合については、ほかの許可が必要になってきますので適用除外とします。ただし、農地で砂利だとか粘土採取を行った後に、そこに土砂等で埋め立てて元に戻すような農地法の一時転用につきましては適用除外としておりませんので、こちらのほうについてはこの条例の申請が必要な事業となってきます。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 ごめんなさい、ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、前に19条であった譲渡に係る地位の承継の部分を相続と譲受けに分けたというふうにあったんですけども、譲受けのほうに関してもう少し詳しく、どういうものなのか、どういうときに発生するのか等を教えていただければと思います。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） 地位の承継につきましては、許可を受けた事業者が事業自体を行うに当たって、例えば会社自体がどこかと統合されただとか、分かれたりとか、あとは名称が変わってほかの会社に事業を継承しているような場合等以外に、許可を受けた事業者が第三者に土地の埋立て等の事業自体を譲渡するというようなこと自体も全て届け出て、事後に届出をすればいいというようなふうに現行の第19条の地位の承継ではなっているんですが、許可を受けた事業が、知らない間に第三者の事業者へ届出だけで承継されるというようなこと自体が好ましくないというようなふうに判断をしまして、第三者に権利を譲渡する場合については譲受けというようなことで許可制にして、それ以外の部分については今までどおり届出制にするというようなことを今回の改正で上程をしています。以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 青木課長に申し上げます。分かりやすく明確にお答えいただけると。お願いします。

○農業政策課長（青木由美枝君） 分かりました。申し訳ないです。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 郷右近副委員長。

○郷右近 修委員 先ほどの御説明で対象になる面積等の説明がありました。農地でいえば市内のどれぐらいの割合の農地が対象になるのか。これはもともとの区分で所有者が決まっている中のどの部分ぐらいをやるかとかということでも幾らでも変わってしまうのかもしれませんが、どれぐらいの場所が対象になるかみたいなことは分かるでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） 農地につきましては、どれぐらいのというよりは、農地改良といって、例えば、田んぼが湿田なのでかさ上げをするだとか、そういったものについては、この面積に該当していてもかさ上げをすることについては適用除外だというようなふうに規則で定めておりますので対象にはなりません。あと、それ以外は、この面積、500平米以上、今回に該当するような工事をした場合は全て対象になってきます。

（発言する者あり）

○農業政策課長（青木由美枝君） どれぐらいの割合かというのは、面積はその農地によって違いますので、どれぐらいが対象になるのかということには分かりません。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 本会議の議案質疑でもあったんですけども、第8条の2項2号、暴力団員との密接な関係を有する者という部分と第10条の名義貸しの禁止という部分が新たにできたと思うんですけども、これによって、本会議のほうではそれがどういうふうを確認するのかという部分については回答いただいたんですけども、これの違反行為が見つかった場合は、多分第27条で許可の取消しが行えるのかなと思うんですけども、もう既に埋立てと処理をした後に発覚をした場合、この後にあるような原状回復ですとか代執行をすることができるという、ここの部分についても、この2項目のことにしてもできるようになっているような規定になっているのでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） まず、時期によるものですから、全て事業が終わってしまった後に暴力団に関係する事業者だったということが分かったとしても、それを元に戻させるかとかというようなことはそのときに判断すべきことだと考えます。やっている途中なのであれば、原状回復するようにだとか、提出するようにだとかというようなことはありますし、それ以外にも、そういう指示に従わない場合には罰則規定もございますので、そのいずれかを選択してそういった対応をすることになるかと考えます。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかに質疑はたくさんありますか。質疑のある人、ちょっと意思表示を。あと2問。

じゃ、毛受委員。

○毛受明宏委員 今回のこの条例改正は、埋立てと改良土というところがポイントだと思うんですけど、改良土となるとやっぱり出どころが分からないというか、ミックスになってくる。要するに集められた土をそのまま埋め立てられるということになるんですけど、砂質土もあれば粘土質もあるというところで、ミックスとなるとなかなかちょっと埋立てには合わないなというところもあるんですけど、実際に過去にそういう事例はありました。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） 改良土を使うというような申請につきましては、今年度1つ申請が出てきたものですから、そのときに出どころが分からないだとか、そういったことが分かりましたので今回の条例改正に至っております。なので、過去については改良土を使用したような申請はございません。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 清水委員。

○清水義昭委員 今回のこの条例改正で、その下というか、後ろにぶら下がっている条例の施行規則というのは変更しますでしょうか。質疑の趣旨としては、その中に、建築物を建築するために行う土地の埋立てについても適用するというようなことが書かれていますので、これは変更するのかどうかというのをお願いします。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） 今清水委員がおっしゃった部分については、改正をするというような予定はしておりません。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 清水委員。

○清水義昭委員 再度確認しますが、こちらは農地に適用ということでもいいですかね、この条例は。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） 適用除外になっているような事業で主なものは、豊明市の場合、今まで申請が出ているのは、農地に関する粘土採取などを行った後に埋立てをするものが、今まで出ている申請の全てになっております。

（発言する者あり）

○農業政策課長（青木由美枝君） 農地以外でも対象になるものはあるかと思いますが、今までにそういった申請は出てきていません。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 変更する改良土、定義される改良土の中に、添加してその性状を加工したものであるんですけども、この添加するものの種類、添加してはいけないものをちょっと教えてください、具体的に。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） 改良土自体の詳細はちょっと分からないんですけども、製品として売するためには基準があるということになっているはずですが。実際、改良土でというので、一般的に添加をするというふうになっているのは石灰やセメントだというふうに言われています。それ以外に何かほかのものを混ぜると、それ自体が例えば産業廃棄物だとか、ほかにそういうものを混ぜてはいけないというような法はあるかと思いますが、そういったものを改良土の中に入れるというようなことはないはずですが。そうでな

いと製品としては売れないというふうに考えます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

毛受委員。

○毛受明宏委員 議案81号に賛成の立場で討論いたしますけど、改良土というのは基本的には、先ほど言ったとおり、いろんな箇所から持ってきた土をミックスして、唯一そこに一手間かけるのがセメントを混ぜるといったところがあります。となると、やはり農地には、農地の下層の埋立てに使うというのはなかなかちょっと適さないのかなと私も考えておりますし、基本的には、改良土というのは道路とかそういうところの締め固めが強くできる場所に使うというものでありますので、やはりちょっと適用としては不適かなといったところがありますので、賛成といたします。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 賛成の立場ですけども、建物を建てるようなところには基本的にはないよというふうな答弁が最初にありましたけども、先ほど質疑させていただいた条例の施行規則の中の4条の第4号になるんですけども、こちらのほうに土地所有者が自ら居住または使用する建築物を建築するために行う土地の埋立てというのが適用除外で入ってますので、よく精査していただいて施行していただけたらなと思います。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第81号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第81号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで会議の途中でありますので、10分間の休憩といたします。

午前 11時 9分休憩

午前 11時 19分再開

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第82号 豊明市企業立地促進条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 議案第82号 豊明市企業立地促進条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、柿ノ木工業団地への企業の立地促進のため必要があるからでございます。

それでは、主な改正内容を御説明しますので、1枚おめくりください。

第2条では、用語の定義について規定しています。

第1号では、立地奨励金の交付の対象となる地域を定めるもので、新左山工業団地から柿ノ木工業団地に改正するものです。

次に、同条第2号では、柿ノ木工業団地における立地可能な施設について、工場等として、製造業を営む工場や当該工場に関連する研究開発施設、産学連携を生かした健康長寿分野に関する研究開発施設及びこれに附帯する施設と規定し、同条第3号で流通業務施設を削除するものです。

次に、別表についてです。

別表は立地奨励金の交付要件と交付金額について規定しておりますが、交付要件として、愛知県企業庁から土地を取得後、工場等を設置し操業した企業に対して交付するものとし、奨励金の額として、土地と家屋の固定資産税3年間分の納付額に相当する額を交付するとしたものです。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 本会議質疑でもありましたけれども、奨励金の額というのが固定資産税の納付額に相当する額で3年間分、これをおよそ幾らぐらいを想定しているかという質問に対して、回答が難しいとか、多くて数億円というような回答があったかと思うんですけども、その中で、中長期的に見てというようなお話もあったかと思うんですけども、この中長期的というので、どのくらいでこの部分について企業誘致してプラスに転じるの

かという部分について精査をされているのでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） シミュレーション自体はしておりますが、明確に、じゃ、何年後にはプラスに転じるとかということは申し上げることはできません。ただ、この今回の奨励金については固定資産税3年間分を交付するものですので、当然固定資産税3年間分徴収をすれば、その分についてはペイができるといいますか、回収ができるといいますか、そういった形になります。なお、固定資産税というのはさらに償却資産というのもございます。ですので、償却資産の金額が多ければ、その分ペイできるまでの期間は縮まるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 そもそも論なんですけれども、この奨励金というのはなぜ支払うのでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） この工業団地に企業さんを誘致する必要があります。誘致するに当たっては、ここの工業団地に立地するためのメリットというのが必要でございます。当然そのメリットの中にはアクセスのよさとか、工業団地そのものの持っているポテンシャルもございますけれども、それにプラスアルファで奨励金等というものを交付することで、より設備投資しやすい環境を整えるという意味で必要だというふうに考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 指定期間の3年間、これ、前回の新左山と同じだと思うんですけど、これを3年間にした理由というのは何なんですか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） これは新左山のときも3年間ですけれども、新左山のときと大きく変える必要はないということ、あと奨励金の額については、それは政策的にいろんな考え方がございますけれども、特に柿ノ木工業団地についてはアクセスが非常によく、企業さん、企業訪問してお話を伺っている中でも、非常に立地に適しているというような感想もいただいております。その中で必要な奨励金というのは3年間が妥当だという

ふうに、総合的に勘案して決めたものでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 中村委員。

○中村めぐみ委員 奨励金を支払うのはメリットの部分でというのがあったんですけど、近隣を調べても多分この自治体も奨励金は支払いがあると思うんですけども、本市として、ほかに差別化というものとしては何かあるのでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 今回の奨励金については、特に近隣自治体と比べて平均的な内容としております。ですので、差別化という部分での内容はございません。

以上でございます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 清水委員。

○清水義昭委員 該当する固定資産税というのは、先ほど土地、家屋以外に償却資産のようなものが含まれるというような、設備のようなものが含まれるということだったんですけど、これ、条例の2条のところには土地と家屋というふうにあるんですけど、そうじゃなくて設備にもその固定資産税分も該当するという事なんではないでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 申し訳ございません。奨励金の額自体は土地と家屋のみです。それで、回収にかかる期間として、固定資産税という内容の中には償却資産というのがあるものですから、それは奨励金として交付しない。ですので、その額が大きければ、回収にかかる期間が短くなるという意味で答弁したものでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 中村委員。

○中村めぐみ委員 本会議質疑のときに、奨励金の中で、例えば雇用とか温暖化対策など、その施策の目的を設定することはというところで、企業立地の際に審査項目を設けて市の政策を盛り込んでいくというような回答があったかと思うんですけども、この内容について、具体的に何かあればお願いします。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 現在、愛知県企業庁と審査項目等も含めて協議をしている段階でございます。ですので、今この場で、こういったものが審査項目に入るとか入らないとかということにはちょっとお答えすることができかねます。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 中村委員。

○中村めぐみ委員　ちなみに、これがいつ決まるのかと今後のスケジュールについてお願いします。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員）　秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君）　分譲申込みというものが来年度早々ぐらいに開始する予定でございます。ですので、その分譲申込みの中には、大まかな審査項目というのは掲載される予定でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員）　清水委員。

○清水義昭委員　今回工場等として、大分類Eの製造業以外に、関連する研究施設だとか産学連携の健康長寿分野の研究開発施設というのも加えているんですけど、これはどうしてこういうことを加えたんでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員）　秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君）　まず、豊明市の産業立地の計画の中に健康長寿分野というのは促進していく分野に入れておりますので、なので、製造業以外にも健康長寿分野に関する研究開発施設というものを入れたものでございます。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員）　中村委員。

○中村めぐみ委員　今回の改正の中で、第2条の部分で、平成16年のときに新左山の部分が今回柿ノ木工業団地に変更、工場の定義が製造業を営む工場だったり研究開発というところになっていると思うんですけども、平成16年のこのときにこの条例をつくったときと時代背景の部分について変わってきていると思うんですけども、市として企業が来てまちづくりとしての考えというのは、そのほかに特に変えたところ、条項が見られないので、まちづくりの考えというのは当時と変わらなく一緒なのでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員）　秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君）　まちづくりというものの中の考え方の1つに、やはり地域経済の活性化ですとか、雇用の確保ですとか、税収の確保ですとか、そういったものはその当時から含まれているものというふうに認識しております。今回、製造業に限定した内容については、議案質疑でお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員）　郷右近副委員長。

○郷右近　修委員　対象となるものが製造業というふうには書いてあるんですが、以前行政視察で尋ねたこともあるときのテーマでもあったのですけれども、実際そういうところが

今回この該当するところに来るか来ないかは別にしてなんですが、製造と物流が一体となったような、よく広告もそういう業者が打っているみたいですけど、ああいうものは一部分でも製造が入ると、そういう事業所も対象になったりするのでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 製造の部分があまりにも小さいとなると、ちょっと審査の段階で考える部分もあるんですけども、基本的には製造業と附帯する施設として物流部門というのは想定はされております。

以上でございます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 中村委員。

○中村めぐみ委員 先ほど、以前からの部分で、まちづくりの考えの中に雇用面とかが盛り込まれているというようなお話があったんですけども、現在、本当に雇用面とか時代背景による温暖化の部分については物すごく重要視していく部分かなというふうに思っているんですけども、本市としては、この部分についてはどのくらい重視をしているのかについてお願いします。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） この改正の中でお聞きしたいんですか。

○中村めぐみ委員 改正の中で。はい。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 環境をですか。

○中村めぐみ委員 環境について。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 課長、答えられますか。

課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） もちろん、この柿ノ木工業団地には近くに集落等もございます。ですので、環境面への配慮というのは当然考えなければならない項目だというふうに思っております。

以上でございます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 清水委員。

○清水義昭委員 前回条例では、平成17年度までに土地を取得しというようなことになっていたんですけども、それを愛知県企業庁から土地を取得しとした理由について、お願いします。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 17年度のときは、例えば、土地を買ってから塩漬けになってしまうことを多分危惧して2年以内にということがあったと思うんですけども、今回愛知県企業庁と土地の売買契約を結んだ事業者が、そのまま塩漬けにすることはできな

いことに恐らくになります。ほかの自治体の分譲申込みでもそのようになっております。それは、数年間以内に立地をしなければ土地の売買の契約は解除するという項目が盛り込まれておりますので、確定的なことは言えないんですけれども、恐らく豊明市のこの柿ノ木工業団地でもそのような対応になるだろうというところで、そういった部分は削除させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 清水委員。

○清水義昭委員 質疑の論点はそこじゃなくって、前は17年度までにというふうに年度で区切ってたんですけども、それを今回は愛知県企業庁から取得したというふうに変えていますよね、年度じゃなくて。それはどうしてですかということです。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 基本的に、企業庁から直接譲り受けた企業さんに対してこの奨励金は交付するもので、例えば、その譲り受けた企業がまたさらにほかの企業さんに売買するような場合は奨励金は交付しないという意味で、愛知県企業庁から直接譲り受けたところを対象とすると。1回きりの奨励金でございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 清水委員。

○清水義昭委員 なぜお聞きしたかということ、ケーススタディーとして、例えば、愛知県の企業庁さんから購入をして操業をしたんですけども、すぐに廃業して、例えば、その土地を愛知県企業庁さんにお返しするとか、お返しするというか売却するとか、それでまた別のところが再取得するということが仮にあったとすると、この条例に適用してしまうので、そういうケースはないですかということでお聞きしています。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 愛知県企業庁にまた売却するということは想定はしておりません。

以上でございます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 この議案について、反対の立場で討論をいたします。

そもそも奨励金をなぜ支払うのかというところに疑問があるということと、また、先ほど差別化がほかとはないというようなお話もあつたんですけれども、立地条件がよく、よい企業が来ていただくという部分について、奨励金を支払うのであれば、もっと条件を、今、以前のところからまちづくりの考えの中に盛り込まれてるというようなお話もあつたんですけれども、この条例のほうにしっかりと雇用面なり、温暖化なり、今の時代背景に合った、本市としてどのくらい重要視していく、もっと重要視していくことについて、明確なことを記載したほうがよいのではと考えるのと、審査項目についての内容がまだ協議中ということだったので、その点も加味して、現時点で反対といたします。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 毛受委員。

○毛受明宏委員 議案82号、豊明市企業立地促進条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

まずもって、この条例は、柿ノ木の工業団地の企業誘致をするに当たり、企業の立地を促していくものであって、今後それを進めるがために、企業には設備投資などの支援をできるような優遇施策です、これは。これは本市においても、やはり進める事業としては必要なものであると考えております。分譲面積が12.5ヘクタールということで、今稼働中の新左山の工業団地に比べると3倍ぐらい大きな面積であることから、立地の奨励金の金額も膨らむと、高くなると思いますけど、しかし、この工業団地に企業が立地していただければ、今後地域経済にもたらす経済効果が奨励金以上になるのも見えておりますので、出店される企業においては、環境の整備、設備投資することが必要であるのは確かでありますので、そのために立地奨励金はあると考え、賛成といたします。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 賛成の立場で討論をいたします。

まずもって奨励金については、優良な企業に来ていただくというような意味合いからもとてもいい制度だというふうに思います。

質疑させていただきましたけども、最初の3年間の奨励金というようなことで、事業が軌道に乗る、工場が軌道に乗るまでの間の奨励金なのかなというふうな意味合いで捉えさせていただきました。その間、奨励金がありますと、思い切った設備投資がやっぱり企業さんのほうもできるかと思っておりますので、そういったところで奨励金が切れた後に、後じゃなくてもそうなんですけども、利益が上がって、たくさんまた法人税なり、納めていただければなというふうに期待するところです。

また、研究開発施設ですとか健康長寿分野の研究開発施設、こちらのほうも該当させるというようなことは、豊明市の今の進んでいる方向というか、大きく政策を打っているところと合っているというふうに思いますので、大変評価するということを申し上げて賛成といたします。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第82号は原案のとおりに決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 賛成多数であります。よって、議案第82号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第83号 令和3年度豊明市一般会計補正予算（第10号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より順に簡潔に説明を求めます。

青木課長。

○農業政策課長（青木由美枝君） それでは、議案第83号 令和3年度豊明市一般会計補正予算書（第10号）のうち、農業政策課所管分について御説明いたします。

補正予算書の22、23ページをお開きください。

下段、6款1項2目 農業総務費の1 農業総務人件費は人事異動による補正です。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 続いて、産業支援課所管分について御説明いたします。

歳出について御説明いたしますので、24ページ、25ページをお開き願います。

中段、7款1項1目 商工総務費、商工人件費、右側説明欄、一般職給は人事異動により補正を行うものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 続きまして、下水道課所管分について御説明いたします。

同ページの最下段、8款4項5目 都市下水路費、説明欄、76万2,000円の増額は下水道事業会計への他会計補助金で、当該事業会計の収益的収支の均衡を図るため増額をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） それでは、学校所管分について説明しますので、26ページ、27ページを御覧ください。

上段、10款1項2目 事務局費は1,870万円の増額です。これは、既に配置しています学習用端末に導入するデジタルドリルのライセンス料になります。

下段、10款2項1目 学校管理費308万9,000円の増額は、35人学級及び特別支援クラス増加に伴い整備します消耗品、備品の費用になります。

その下段及び次ページ上段にわたります小学校費及び中学校費における扶助額の増額は、当初の見込みより受給者が増加したことによるものです。

最下段、10款5項3目 学校給食費197万8,000円の増額は、主に老朽化しています栄養調理場内の変圧器を取り替えるものです。

続いて、歳入について説明しますので、8ページ、9ページを御覧ください。

上段、14款2項7目 教育費国庫補助金は772万5,000円の増額です。これは歳出でも説明しましたデジタルドリルライセンス料に対する補助金です。

10ページ、11ページを御覧ください。

最下段、17款1項1目 一般寄附金600万円の増額は市内企業様からの寄附金でありまして、定住外国人日本語教育推進のために使わせていただきます。これに伴い、26ページ、27ページの上段にあります教育振興事業において、一般財源と財源振替を行います。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 続きまして、生涯学習課所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書、28ページ、29ページをお開きください。

中段、10款4項2目 公民館費90万円の増額は、南部公民館使用に伴う光熱水費の増額分でございます。

続いて、その下段、10款5項2目 体育施設費122万9,000円の増額は、勅使グラウンドに設置してありますバックネット老朽化に伴い、新規バックネットと取り替えるものでございます。

以上で生涯学習課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑についてはページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 27ページ、学校教育のソフトウェアのライセンスということですが、こちらのライセンス料というのは、期間はどれだけなのでしょう。今年度だとあと3か月ぐらいなんですけども、期間はどれぐらいなのでしょう。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 学習端末が5年で、この1年で1年たちますので、来年からということで4年間を予定しております。

以上でございます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 27ページ、29ページにまたがりますが、教育費の教育振興費、要保護・準要保護、小学校、そして中学校なんですけども、人数にして大体何人ぐらいを予定していらっしゃいますか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 小学校扶助事業につきましては345名、中学校扶助事業につきましては206名を予定しております。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 27ページの先ほどのデジタルドリルのところなんですけれども、これについて、この内容についてと購入方法について、また、このライセンスが4年間ということだったんですけれども、それ以後というのは、設定をし直すためにデジタルドリルをまた買うことになるのかについてお願いします。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） まず、選定につきましては、4案からICT教育推進委員会で決定しました。このドリルにつきましては県内でも30市町村で導入されており、メリットとしましては、価格面、授業での使いやすさ、オフラインでの利用可能、AI機能がついてつまづき箇所をチェックしていただけるということと、あと業者のサポート体制、あと、主要科目以外の副教科にも対応しとるということで選ばせていただきました。4年後につきましては、学習用端末も更新時期に入っておりますので、その点も含めた形で再度ドリルも見直しという形になるかと思えます。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 28、29ページの10款 教育費の5項2目 体育施設費の勅使グラウンドのバックネット購入費、これ、ようやく替わるなという感覚なんですけども、これ、2つありますけども、2つとも替わるんでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 今回の補正予算のほうで上げさせていただいたものにつきましては、勅使グラウンドの中のC面とD面の、そちらのほうに設置しているバックネットがかなり古くなっているということで、それをまた新規のものと交換させていただく形でございます。

終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） いとう委員。

○いとうひろし委員 すみません、CとDってどちらの。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） C面がターゲット・バードゴルフ場がある側のほうがC面、D面が清掃事務所がある南側のほうがD面になる形です。

終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 そこって、バックネットって据付けのものじゃなくて多分移動式のやつだと思うんですけど、これは移動式のやつを買い換えるということでいいのでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） 委員おっしゃられるとおりでございます。

終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

（A面、B面は替えられないんですかの声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ちょっと待ってくださいね。

いとう委員。

○いとうひろし委員 A面、B面は替えられないんですか。で、トイレの前にあるバックネットはAなんですか、Bなんですか。

（B、Bの声あり）

○いとうひろし委員 あれはBなの。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 続けてください。

○いとうひろし委員 じゃ、改めて。

A面とB面は替わらないんでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） A面については令和元年度に、大規模改修をしたときにもう既に改修をしております。これで、あとB面のほうについてはまだ改修をしておりますので、今後そちらについても事務局としては改修に向けて計画的に進めていきたいと考えております。

終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） いとう委員。

○いとうひろし委員 私が見る限り、B面のバックネットが一番傷んでると思うんですね。何でそこはやらないんですか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 深草課長。

○生涯学習課長（深草広治君） やはりB面ということになりますと、A面と同じようにかなり大規模な据付け式のバックネットで、費用もそれ相応の金額がかかります。ですので、総合的に市の中で、その費用を計画的に予算化していくというような形でB面のほうは考えております。

終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございましたか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 26、27の10款 教育費、2項 小学校費、1目の学校管理費、これは来年のスタートの35人学級ということでお聞きしておりますけど、教室数とかは、余裕教室とかいろいろありますが、その辺の心配はもうありませんでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今予期されておるところは何とか、公共管理課のところでも出ましたが、教室を改良したり、そして、特別教室が基本的に当たるんですけど、そういう形で何とか確保できるというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 ごめんなさい、先ほどのデジタルドリルに戻るんですけども。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ページ数を言ってください。

○中村めぐみ委員 27ページの教育費のところなんですけど、今回このデジタルドリルは小中学校のタブレット全てに入れると思うんですけども、1年たつと中学3年生の子が卒業して、そのタブレットについては、次の小学校1年生に回るのか分からないんですけど、そういうふうになったときに、特に設定を変えるとか、そういうところで費用が発生したりということはないんでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 基本的にこのデジタルドリルというのは全て見える形、小学校なら小学校で各学年見えますので、設定は当然それに合わせた形で敷きますが、その中は何とか保守の中でやっていきたいなと考えております。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。よろしいですか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第83号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第83号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第87号 令和3年度豊明市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） それでは、議案第87号 令和3年度豊明市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、令和2年度に借り入れた起債の利息確定に伴う増額と、年度末に接続を予定していた勅使台団地の接続が前倒しされたことによる使用料の増額及び愛知県に汚水処理費として支払う維持管理費負担金の増額をお願いするものです。

それでは、内容を御説明いたしますので、1ページをお開きください。

第1条は総則を、第2条は、業務の予定量は、令和3年度豊明市下水道事業会計予算第2条中、接続戸数2万4,000戸を2万4,550戸に、年間総配水量605万立方メートルを611万立方メートルに、1日平均配水量1万6,575立方メートルを1万6,739立方メートルに改め、第3条は、予算に定めた収益的収支及び支出の予定額を補正するもので、収入については、第1款第1項 営業収益316万9,000円、同第2項 営業外収益76万2,000円、支出については、第1款第1項 営業費用250万2,000円、同第2項 営業外費用142万9,000円をそれぞれ増額し、第4条は、予算第9条中、1億7,478万8,000円を1億7,555万円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

いとう委員。

○いとうひろし委員 下水道の第1款の営業外収益76万2,000円で、支出のほう、第2項が営業外費用で142万9,000円、これ、費用のほうがかなり多いと思うんですけども、この理由は何でしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 先ほど説明いたしましたとおり、勅使台団地のほうが10月の末日で公共下水道に切り替わりました。それによって住民の方から頂く使用料が増えるのと、それから、それを処理するための費用、愛知県に支払う維持管理費が増えるものでございます。

終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 以上ですか。

○下水道課長（近藤 潔君） はい。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 中村委員。

○中村めぐみ委員 今回この勅使台のほうの接続に伴って負担金が増えてきているわけなんですけれども、もともとあった勅使台のほうの処理場というのは今後どうなるのでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 近藤課長。

○下水道課長（近藤 潔君） 私どもの管理ではないんですが、勅使台管理組合の理事様たちから、自分たちで汚泥を処理して撤去すると、そういう話を聞いております。

終わります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第87号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第87号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員の皆さんに申し上げます。あと陳情ということで12時を過ぎると思いますが、引き続き議事を継続しますので、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） これより陳情の審査に入ります。

陳情と関係のない職員については自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 御異議ありませんので、陳情と関係のない職員の方については自席待機とします。

しばらくお待ちください。

（関係職員以外退席をなす）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） それでは、陳情第3号 墓地公園管理事務所併設に伴う陶芸の館改修に関する陳情を議題といたします。

陳情者の伊神様より陳情の趣旨の説明の申出があります。恐れ入りますが、5分以内で説明をお願いいたします。

○陳情者 陶芸クラブの代表をしております伊神と申します。

我々のクラブは陶芸の館が創設されて以来、最初から、陶芸指導とか、あるいは文化活動に取り組んでおりまして、これからも陶芸の館が生涯学習の文字どおり場として利用できるように、いろいろ議員の皆様にも御協力をいただきたいなというふうに思っております。

さて、具体的に今回の併設によって、聞こえますか、よろしいですか、この声で。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 聞こえております。

○陳情者 展示室の明渡しと、それから、正面玄関の出入りを禁止されてしまったと。特に、まず正面玄関の代わりになります裏口といいますか、通用口とされているものは非常に狭い窯場を通ります。それと、大勢入ってこられますと管理自体が問題でございます。この窯場には高温になるガス窯が2基もあります。それから、通っていただくのに気を遣うのは、乾燥場がありまして、その乾燥場には非常にもろい、まだこれから焼かなきゃいかん、そういう作品がずーっと置いてあるんですよ。だから、触られてしまうとすぐ壊れてしまうと、そういう問題がありまして、管理上も非常に難しくなったなというふうに思っております。

それで、ガスの件についてはもう説明するまでないと思いますが、ガス窯自体が1,250度ぐらい高温になりまして、冷めるのに数日かかるわけです。それから、ガス漏れとか、そういうのがありますと、中毒とかガス爆発を起こす危険性すらあると。そういうことで非常に心配しております。

それで、先ほどの触るだけでも壊れる作品は湿度を嫌いますから、雨が降り込んだりするようなところだと置いていけないと、こういう問題もあります。

それから、利用者も最近、子どもや障がいのある方の参加が増えてきておりますから、非常に今まで以上に気を遣うといいますか、安全・安心対策というものが必要と考えております。

それから、もう一つの展示室の明渡しでございますが、今まで文化施設として私ども、誇りを持っておりましたが、今回それが、作品がなくなっちゃうと、やっぱり文化施設としてのイメージが損なわれるというようなことです。それから、もっと具体的には、見学者に案内するのに、やっぱりサンプルを見せて、ここではこういうものができるよという説明をしていたわけです。それから、指導用にも簡単な作品を見せて、それで、こういうものが作れるんだよということで、今までのそういう機能、そういうものは少なくとも残していただくようお願いしたいと。

そういうことで、ちょっと具体的に項目を上げて必要性を申し上げます。

まずは基本的には、小浮市長からメールでいただいたとおり、陶芸活動に支障を来さないということを前提でお願いしたいと。それから、2番目のバリアフリー対策工事としての内容でございますが、先ほどの①の出入口については……。

(終了ベル)

○陳情者 もう5分ですか。

○建設文教委員長(近藤ひろひで議員) 恐れ入ります。5分たちましたので。

あとは書面にて受け取っておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

した。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いいたします。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 特にございませぬ。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 当局、あるいは陳情者への質疑のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 陳情者の方にお聞きしますけども、今陳述の中でおっしゃられてた、陶芸活動のほうに一切支障を来さないというようなメールをいただいているというふうにおっしゃってたのですが、それはエビデンスはありますか。ちゃんと文面は。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ちょっと待ってくださいね。伊神さん、御指名しますので。

伊神さん、お願いします。伊神さん、どうぞ。

○陳情者 今日は持ってきておりませんが、一応正式の市長メール、市長室に出した返答メールはいただいております。何か提出が必要であれば……。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 清水委員。

○清水義昭委員 当局も同じような見解でよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 伏屋教育長。

○教育長（伏屋一幸君） その件については、伊神様のほうから市長へのメールということで御意見をいただいて、市長がそのことについて御回答をした手紙がございます。伊神さんの言っているとおりで間違いありません。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませぬでしょうか。

清水委員。

○清水義昭委員 通用口のほう、今まで通用口だったところが出入口になるというようなことで、こちらが今ドアがあつて、ドアを開けると多分雨とか風とかがわっと入り込むような形になっていると思うんです。今まで出入口だったところは二重の自動扉みたいのがあつて、多分雨とか風とかがすごく入りにくい構造になってたと思うんですけど、これ、陳情者の方にお聞きするんですけども、今、そこ、通用口を入ったところがどんなふうな状態になって、雨とか風とかが入り込んだらまずいような状態になってるのかということ、少し陶芸の感覚からお答えをいただくと助かります。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 伊神様。

○陳情者 ちょっと写真でちらっとお見せしますが、これが通用門ですね。それで、ひさしでほとんど降り込みは防げません。そういうことで、やはりこの辺はきちっと、この左右、入った近くに作品が置いてあるんですよ。ですから、ここは天気の悪い日は非常に、今まではこちらの正門、玄関のほうから入っておる、こういうことをやっております。

それで、これにはひさしをつけてやっていただきたいんですが、今日は説明が途中でできなくなっちゃったので、最終的には、もう一つは安全装置が絶対必要ですね。その場合サークルの、ここが通れない場合は、もう一つ別途非常口を設けていただきたいと。そのためには、教室に直結する場所に新たに非常口兼用の玄関をつけていただくと、そういうことが一番ベストだということで、その新設を今日お願いしたかったんですね。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 当局のほうにお聞きしますけども、今非常口のお願いということで、これ、陳情の2の⑤にもあるんですけども、例えばなんですけど、陶芸の館の東側とか駐車場に面しているようなところとか、施設構造上、例えば抜いてドアみたいなのを付けることというのは可能なんですかね。分かんないかな。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 可能かどうかの検討はしていませんので、この場でお答えすることができません。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 陳情者の方にお聞きするんですけども、多分説明が先ほど途中で終わってしまったので、2の③のトイレ設備の改善のことについて詳しく聞かせていただければと思います。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 伊神様。

○陳情者 現在は、当初からついている旧式のトイレ1つしかありません。それで、事務所が入ってこられますと、何人増えるか知りませんが、非常に不足を来すと。それと、今衛生上の問題もあります。そういうことで、洗浄つきの便座のついたトイレを増設できればそれを更新していただく、従来のものを更新していただきたいなど。ぜひこれは、女性のほうからは要請が強いところでございます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ありがとうございます。

毛受委員。

○毛受明宏委員 当局のほうにお尋ねしますが、陶芸クラブの方から陳情事項として、特に1、2、3、4、5というのは、今設計を組むような話になっちゃってるんですけど、今後何やら歩み寄りというか、話の場を設けて、何らか返答していくことはあるんですか。例えば、この項目に限らずというところですけど。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） どなたがお答えされますか。

中野課長。

○都市計画課長（中野忠之君） 建物の利用につきましては、今後利用者、陶芸クラブさん等の御意見をお聞きしながら改善していくということは、当然必要なのかなというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

郷右近副委員長。

○郷右近 修委員 具体的な陳情項目として上がっているところには……。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） どちらに質問ですか。

○郷右近 修委員 陳情者の方にお話を聞きたいです。

陳情項目に列挙されている中には個別に明記はされていないと思うんですが、先ほど5分間の説明の中にはお話があった、展示している場所ということについてお聞きしたいんですけども、幾つかの今のトイレや通路や出入口ということについては、何らかの方法で改善がというふうなお考えかと思ったんですけど、展示スペースに関しては、あるかないかというふうな内容になっているかと思うんですが、展示室に関してはどういうふうな形での御要望を持ってらっしゃるということなんでしょうか。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 伊神様。

○陳情者 現在展示室には、作品の棚、台が3つ、それからガラス戸が1つ、4つございます。それらは壁際にセット、設置されていまして、移動することが簡単なものですから、教室の中に、ちょっと教室が狭くなりますが、作陶に不自由のないように設置する場所がございますから、そこへ持ち込むということは可能だと。それから、あと真ん中に、昔は大蔵池で発掘されたような発掘品が、土器の土器片がいっぱい入れてあったんですよ。それは今どこかに移設されてるはずですよ。それはちょっと置き場所がありませんので、新たにそういう場所をつくられた場合には、そのウインドーごと、ウインドーを持っていかれて、ショーケースを持って行かれてぜひ御利用いただきたいと。

そういうことですから、展示室の中はそれを全部のけますと、事務所の方が十分快適に事務をできるようになるかと思えます。ただし、一番問題は、今まで正門だけじゃなく

て、正面玄関から入りますと、すぐ教室の最短距離のところこういう扉があるわけです。それが施錠されたり、鍵がかけられたり、壁にされちゃいますと全く逃げ場がありませんから、先ほどの話に戻りますが、ガスを扱う設備で非常口がないということ自体がおかしいんですよ。そういうことで、ぜひ御検討いただいて、玄関があれば本当に助かると思います。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ありがとうございます。

清水委員。

○清水義昭委員 当局のほうにお聞きしますけども、窯場からの出火に関しては、11月の全員協議会の場で説明があったかと思うんですけど、図面つきで、今エントランスと教室の間にある扉は、施錠はするけども、透明のカバーをかぶせてサムターンで開けられるようになるということで、それで避難ができるということよろしいでしょうか。確認です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 宇佐見部長。

○経済建設部長（宇佐見恭裕君） 全員協議会でお示しさせていただいたとおり、サムターンの鍵で内側から開けられるような運用でしてまいりますので、基本的に有事の際には、避難には支障が出ないというような形で運用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近副委員長。

○郷右近 修委員 陳情3号について、採択の立場で討論をします。

現場に以前何ってお話も聞かせていただいたときのことも思い出しながら、やはり出入口に、以後提案されている場所が窯場のもともと出入口になるということで、熱、そして温度の高さによる危険というものは、陳情者の方がおっしゃるとおり、あると思っています。長年その設備を使いながら安全な運用に携わってきた方の御意見なので、今回の提案されていることはもっともかなというふうに思っています。

当局からは具体的な避難口の増設、コンクリート製の建物の一部を切り取って改造工事ができるかというのは、私も正直全然分からないんですけども、何らかの形で部分的にでも、ここで提起されてる陳情項目に沿う内容は、多少お金がかかってもするべきではないかなと。とりわけ従来の展示室の場所が、また出入口が事務所用ということになれば、それは必須かなというふうに思っています。

今お話をした点などを中心として採択の考えです。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 採択の立場で討論をいたします。

前の議会、9月議会で管理事務所を置くことというのは賛成多数で決定済みなのであれなんですけれども、市長のメールの回答でも、活動について支障を来さないようにというのにあるように、今回陳情者の方の御意見を聞いていまして、やはり特に安全対策について、風や雨の対策もそうなんですけれども、ガスの窯場の危険性、そこをやはり子どもたちなり障がいのある方が通るといことの危険性、また、先ほどガス漏れによる中毒や爆発事故の危険性もあるというようなお話もあったので、もちろんそういうところは物すごく重要なことだと感じますし、トイレの設備に関してだったりとか、非常口の出口の確保、バリアフリー対策等々、1、2で1から5で3点と挙げられていますけれども、そこに関してももちろん、今までどおりクラブの方たち、利用者の方たちが作業が行えるように、支障を来さないという部分について、ごめんなさい、繰り返しになっちゃいますが、支障を来さないようにという部分がもちろん物すごく重要であると考えます。

それで、当局の方の話を聞いてると、全てがこのとおりにできるというようなのが分からないという部分があるのですけれども、事前に利用する方々と話し合いをしっかりと進めていただいて、市としては利用者を増進するような、今後もっと活性化していくような協力の下、施設も使用できるようにしていただきたいという考えから、採択とさせていただきます。

以上です。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 採択の立場で討論します。趣旨採択で。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） もう一回お願いします。

○いとうひろし委員 趣旨採択で。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 趣旨採択ですね。

○いとうひろし委員 はい。

前回の会議において、この陶芸の館の一部は、墓地や公園に伴う管理事務所として活用されることが採択されています。市内には陶芸の館、西川区の陶芸会館、2つの施設があります。陶芸に興味のある方、携わる方には2施設とも大切な施設とは思いますが、豊明市の人口レベルにおいて、陶芸だけに特化した施設が2つもある市は少ないと思います。

豊明市は施設を収縮する方向に向かっている中でも、今までの陶芸クラブさんの実績を評価し、陶芸の館は利用できる状態です。大蔵池で出土した土器等も、歴史民俗資料室のほうにお願いをすれば展示は可能かとは思われます。

今、市はコロナ禍で、生活に困窮されている方への費用が回るような施策を打っています。要望には理解できる部分もありますが、一部違和感を感じる部分もありますので、今回趣旨採択とさせていただきます。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 陳情3号について、趣旨採択といたします。

内容的には、やはり今までが陶芸クラブの方が1か所をずっと使っていたというところに関して、管理事務所が入ってくるということは、当然ながら圧迫感があると思いますので、それをどうやって解消していくかというのも今後の課題じゃないかなと私は思っておりますので、また、先ほど質疑した内容としては、この5つ以外、もしかしたら違うこともあるかもしれないという、稼働してからのまた形もあるんじゃないかなと思いますので、その辺はやっぱり担当としっかり話をさせていただいて進めていっていただきたいなと思いますので、趣旨採択といたします。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 趣旨採択の立場でお話をさせていただきたい、討論させていただきたいと思います。

中に書いてありますように、陶芸クラブの方も今回の事業化に関しては御理解をいただいているということで、感謝を申し上げたいというふうに思っております。それに、市長のほうもメールでその辺のことも理解をされていて、決して陶芸の活動を縮小するとか、そういったものではないというふうにも感じておりますし、展示室がなくなったことも陶芸クラブの方も御理解をいただいて、作業場の中、お教室の中につくっていただいたり御協力をいただいていると思います。

そういったことも含めて、あそこに事務所を構えるということはこの前議会としても決議をいたしました。それに対して、もちろん安全とか、そういったことも当局のほうにも確保していただきたいということも入っております。ですので、今回のことにつきましては、洋式のトイレというのは、これはこういった改築をされるときに一緒にしてほしいという要望だということも承りました。ただ、その中には入っておりませんでしたので、今後そういったことは、当局の皆さんもよくよく安全面も再確認をさせていただいて、陶芸ク

ラブの皆さんの活動も阻害されないように、公園の中の1つの文化施設だということも考えていただいて検討を、お話し合いを進めていただきたいということを思っております。

そういうふうになって、すみません、決議したことは、いろいろなことも考えて決議いたしましたので、これを採択というよりも趣旨採択ということで、もう一度皆さんの御意向を確認しながらしていただきたいということにさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 清水委員。

○清水義昭委員 じゃ、討論いたします。

陳情事項は1、2、3、4とあるんですけども、1の現行の陶芸諸活動を損ねないということは、先ほど陳情者の方もおっしゃられてたんですけども、市長のほうからメールをいただいて、そういうことはありませんよということで、それが担保されているということがあるという。まずそのことは確認させていただきました。

それから、4番の陶芸クラブさんに事前に説明して問題を解決するというのも、先ほど当局さんのほうから、利用されている方とお話し合いをしながら進めていくというような御回答がありましたので、この2つはほぼ解決しているのかなというふうには思っています。

問題は2と3なんですけども、3のほうは恐らくクラブさんのほうで解決できるんじゃないかなというふうには思っています。先ほどの御答弁の中で、非常時の出口確保というようなところなんですけども、まず火災に関してはすぐに、前回の議決があった後に検討していただいて、今あるドアのところを使って正面玄関から出られるような構造にしますというようなことが議会のほうにも報告がありました。それで、雨対策で少し苦しい部分はあるのかなと思ってますけど、構造上どうなるのか分かりませんが、これはやったほうがいいのかと私は感じてはいますけども、答弁の中で1つ、非常時の出口、例えば駐車場側のところを取れないかというようなことを質疑させていただいた答弁で、構造上分かりませんというようなことがありました。

ほかにも、例えばトイレを2つにしたいとか、通路の安全対策についてもそうなんですけども、構造上できるかできないのか分からないようなところがまだあるということですので、ちょっと迷いましたけども、これ、全面的に採択というよりは、この陳情自体の趣旨は十分に酌み上げるというような意味をもって、趣旨採択というふうにさせていただきたいと思います。

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） では、以上で討論を終結し、採決に入ります。

まず、陳情第3号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 賛成少数であります。

続いて、陳情第3号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） 賛成多数であります。

よって、陳情第3号は賛成多数により趣旨採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（近藤ひろひで議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審議、御苦労さまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

また、伊神様、貴重な時間、ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後零時25分閉会